

## 市民窓口グループからのお知らせ

住民票や戸籍などに関して、よく質問がある事項について説明します。  
詳しくは、市民窓口グループ（☎ 63-1111 内線 181・182）へお問い合わせください。

**Q1** 義父が死亡しましたが、長男の嫁である私が、住民票と戸籍を取得できますか？

### 【住民票】

- ・死亡者と同世帯の人 → 取得できます
- ・死亡者と別世帯の人 → 義父の同居者からの委任状があれば、取得できます
- ・死亡者が単身者 → 死亡届人であれば取得できます

### 【戸籍】

- ・死亡者の配偶者、子、孫からの委任状があれば取得できます

**Q2** 島原市内に息子と別に住んでいますが、息子の住民票を取得できますか？

親子であっても、世帯が別であれば取得できません。息子さんからの委任状が必要です。

**Q3** 世帯を分けている息子と同居していますが、息子の住民票を取得できますか？

住民票を、別世帯として届出をしていれば、同一場所に住んでいても委任状が必要です。

**Q4** 印鑑登録をしたいのですが、すぐできますか？

本人が来庁して、印鑑と身分証明書（運転免許証・パスポート・身体障害者手帳など写真付き）があれば、即日発行することができます。  
※身分証明書がない人は、照会書を送付するため、手続き完了までに2～3日かかります。

**Q5** 印鑑登録証明書を取得するのに何が必要ですか？

印鑑登録証（カード）が必要です。登録印鑑は不要です。



# A E D

## 心臓突然死防止に効果的 公共施設などに設置



A E D（メーカーにより一部仕様が異なりますが、使用方法はいずれも音声で指示があります）

A E D（自動体外式除細動器）は、突然心停止状態になった時、心臓に電気ショックを与えて心臓の働きを正常な状態に戻す医療機器です。

電源を入れると音声で操作が指示され、内蔵のコンピューターによって自動的に心電図を診断し電気ショックが必要かどうかを判断しますので、一般の人でも簡単に操作ができ救命処置が可能です。

救急車が到着するまでの間にそばにいる人が救命処置をすることができれば、命を救える可能性が高くなります。

A E Dは公共施設などに設置されていますので、いざという時に対応できるように、日ごろから設置場所を確認しておきましょう。



▶ **A E D設置場所** 市内公共施設（市役所、有明支所、市保健センター、有明保健センター、各地区公民館、各小中学校、各高校、市体育施設、島原文化会館、有明総合文化会館、島原消防署、島原振興局、県南保健所など）のほか民間の事業所でも設置しているところがあります

※島原半島内のA E D設置場所は、県南保健所ホームページ（<http://www.pref.nagasaki.jp/kn-hoken/>）で確認することができます

▶ **問い合わせ先** 福祉保健総務グループ総務調整班（☎ 63-1111 内線 331）